

個人情報の保護に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 学校法人早稲田大学（以下「本学」という。）は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、この規則によって、本学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の取得、管理および利用に関する本学の責務を明らかにするとともに、個人情報の主体である学生、教職員等に、自己に関する情報の開示、訂正ならびに削除および利用停止の請求権を保障することによって、本学における人権保障に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生、教職員等」とは、現在および過去の学生、生徒、教職員ならびに大学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあったその他の者をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、本学が業務上取得または作成した、学生、教職員等の個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

3 この規則において、「要配慮個人情報」とは、個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものをいう。

4 この規則において、「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって次の各号に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この規則において、「個人データ」とは、個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。

6 この規則において、「保有個人データ」とは、本学が開示、内容の訂正、追加または削除、利用停止、消去および第三者提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの以外をいう。

7 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の学生、教職員等をいう。

8 この規則において「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

9 この規則において、「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づいて個人に指定される番号をいう。

10 この規則において、「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

11 この規則において、「仮名加工情報」とは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

12 この規則において、「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

（責務）

第 3 条 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報を本規則に従って取扱うものとし、他人に漏らし、または違法もしくは不当な行為を助長し、もしくは誘発するおそれがある方法により使用してはならない。

2 学生、教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する本学の施策に協力しなければならない。

（最高責任者）

第 4 条 本学が保有する個人情報の保護および管理の最高責任者は、総長とする。

（総括責任者）

第 5 条 本学は、本学が保有する個人情報に関する総括的な責任者として個人情報保護管理責任者（以下「総括責任者」という。）を置くものとし、法務を担当する理事をもってこれに充てる。

2 総括責任者は、次の各号に掲げる権限を有する。

一 個人情報の保護および管理に関する事項を決定すること。

二 箇所長に対し、必要な資料の提供を求め、または意見の聴取を行うこと。

三 箇所長に対して助言、指導または勧告を行うこと。

（箇所長）

第 6 条 箇所長は、この規則に従って所管箇所における個人情報に関する事務（以下「個人情報事務」という。）を処理するとともに、当該箇所が保有する個人情報を管理する。

2 箇所長は、必要に応じ、個別の個人情報事務の処理方針について総括責任者に相談し、指示を仰ぐことができる。

3 箇所長は、定期または随時に、総括責任者に対し、個人情報事務の執行状況を書面で報告するものとする。

（管理責任者）

第 7 条 箇所長は、個人情報の適正な管理および安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(個人情報保護委員会)

第8条 本学は、総括責任者の諮問機関として、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の権限を有する。

- 一 総括責任者の諮問に応じて個人情報に関する事項を審議すること。
- 二 総括責任者から報告を徴し、その業務執行について意見を述べること。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 専任教員（箇所長である者を除く。）のうち箇所から選出された者 2人
- 二 専任教員（箇所長である者を除く。）のうちから総長が指名する者 2人
- 三 専任職員（箇所長である者を除く。）のうちから総長が指名する者 3人

2 第30条第3項の規定により、不服申立てについて委員会が意見を聴かれた場合において、当該不服申立てと利害関係があると委員会が認めた委員は、当該不服申立ての審議に加わることができない。

3 総括責任者は、必要に応じて、委員会に出席し、発言することができる。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長および副委員長)

第11条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議事を整理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(委員会の運営)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の同意をもって行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

(委員会の事務)

第13条 委員会の事務は、総務部法務課長が行う。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得制限)

第14条 個人情報を取得するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で、適正かつ公正な手段により取得しなければならない。その範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。ただし、総括責任者が正当と認めたときまたは箇所長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときはこの限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令に基づく場合

三 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

五 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 箇所長は、前項ただし書きに基づき、所属箇所において個人情報を利用した場合は、総括責任者に報告を行わなければならない。ただし、学術研究の用に供する目的で利用した場合（当該個人情報を利用する目的の一部が学術研究の用に供する目的である場合を含む。）は、この限りでない。

3 真にやむを得ない事情があると箇所長が認め、かつ事前に総括責任者の承認を得た場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 要配慮個人情報を学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

二 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(利用目的の明示)

第15条 個人情報を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知もしくは公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約書その他の書面の記載から契約相手本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ当該本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命身体または財産の保護のために緊急に必要なときはこの限りでない。

(利用目的の変更)

第16条 個人情報の利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認め

られる範囲を超えて行ってはならない。

- 2 利用目的を変更したときは、変更後の利用目的を本人に通知または公表しなければならない。

(適用除外)

第 17 条 第 15 条第 1 項および第 2 項ならびに前条第 2 項の規定は、箇所長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知しまたは公表することにより、本人もしくは第三者の生命身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、または本学の権利もしくは正当な利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本学の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知しまたは公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき。

第 3 章 個人情報管理

(個人情報ファイルの作成)

第 18 条 箇所長は、所属箇所において新たに個人情報ファイルを作成するときは、事前に総括責任者に次の各号に掲げる事項を届け出て、承認を得なければならない。ただし、学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱う場合（当該個人情報を取扱う目的の一部が学術研究の用に供する目的である場合を含む。）は、この限りでない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルの利用目的
- 三 個人情報ファイルに含まれる個人データの取得対象者
- 四 個人データの取得方法
- 五 個人データの記録項目および要配慮個人情報の有無
- 六 個人情報ファイルの記録の形態
- 七 個人情報ファイルの保存期間
- 八 その他総括責任者が定める事項

- 2 箇所長は、前項に規定する個人情報ファイルを変更するときは、事前に総括責任者に前項各号に掲げる事項を届け出て、承認を得なければならない。

(適正管理)

第 19 条 箇所長は、個人データの安全管理および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、所属箇所において適正な措置を講じなければならない。

- 一 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- 二 改ざんおよび漏えいの防止

三 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの正確性および最新性の確保に努めること。

四 教職員に対する必要かつ適切な監督

2 箇所長は、個人データに関して紛失、毀損、破壊、改ざんまたは漏えい等の事故が発生したときは、速やかに総括責任者に報告し、必要な措置をとらなければならない。

(管理簿)

第 20 条 箇所長は、所属箇所において保有する個人情報ファイルの情報を管理簿に記録するとともに、総括責任者が別に定める期間毎に、総括責任者へ報告するものとする。ただし、学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱うとき（当該個人情報を取扱う目的の一部が学術研究の用に供する目的である場合を含む。）に作成した個人情報ファイルの情報の管理簿への記録および総括責任者への報告については、省略できるものとする。

2 総括責任者は、前項に定める箇所長からの報告内容を取りまとめた管理簿を作成するものとする。

(第三者提供)

第 21 条 個人データを第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると箇所長が判断したときはこの限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令に基づく場合

三 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

五 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 箇所長は、前項ただし書きに基づいて個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該提供先の氏名または名称その他総括責任者の定める事項に関する記録を作成し、保管しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

二 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的（本学と当該個人データの提供を受ける者が共同して学術研究を行う場合に限る。）である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

三 当該個人データの提供を受ける者が学術研究機関等である場合であって、当該提供を受ける者が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取扱

う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- 3 箇所長は、第三者から個人データの提供を受けるときは、当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名、当該第三者による当該個人データ取得の経緯、提供を受けた年月日、その他総括責任者が定める事項に関する記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供を受けた個人データを学術研究目的で取扱う場合（当該個人データを取扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、この限りでない。
- 4 箇所長は、前2項に基づき作成した記録を総括責任者へ報告しなければならない。
- 5 第1項本文の規定にかかわらず、箇所長は、別に定める基準に該当する場合は、死者の個人データを第三者に提供することができる。
- 6 箇所長は、前項に基づき、死者の個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該提供先の氏名または名称、当該個人データの対象者およびデータ項目ならびに請求理由を記録し、保管しなければならない。ただし、個人情報の保護に関する規則施行規程（1997年2月14日規約第96-50号の2）第4条第2号に該当して提供した場合は、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合

（外国にある第三者への提供）

第21条の2 箇所長は、前条第1項および第23条の規定にかかわらず、外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報の保護に関する法律施行規則」という。）で定めるものを除く。以下同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて、個人情報の保護に関する法律で定める個人情報取扱事業者が講ずべきとされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する法律施行規則で定める基準に適合する体制を整備しているものとして総括責任者が認めた者を除く。以下本項から第3項までにおいて同じ。）に個人データ（死者の個人データを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合
 - 二 前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- 2 箇所長は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報の保護に関する法律施行規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関

する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 箇所長は、前2項の規定により、個人データを外国にある第三者に提供した場合には、次の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成し保管しなければならない。
 - 一 前条第1項第2号から第5号までに掲げる場合 前条第2項に定める事項
 - 二 第1項に基づき本人の同意を得た場合 前条第2項に定める事項および第1項に基づく本人の同意を得ている旨
- 4 箇所長は、前項に基づき作成した記録を総括責任者へ報告しなければならない。
- 5 箇所長は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備しているものとして総括責任者が認めた者に限る。）に提供した場合には、個人情報の保護に関する法律施行規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合
 - 二 前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

（個人データに関する業務の学外委託）

第22条 第21条第7項第1号に該当し、委託先へ個人データを提供するときは、当該委託業務の遂行のために必要最小限の範囲に限り提供するものとする。

- 2 前項の場合において、箇所長は、個人データを委託先へ提供するときは、事前に総括責任者の承諾を得たうえで、委託先との間で個人情報の保護に関する契約を締結しなければならない。
- 3 前項に規定する個人情報の保護に関する契約においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 個人データの機密保持について委託先の負う責任に関する事項
 - 二 個人データの目的外利用および第三者への提供の禁止に関する事項
 - 三 再委託の禁止、または再委託した際の個人情報の機密保持等に関する事項
 - 四 個人データの、必要不可欠な限度を超えた複写および複製の禁止に関する事項
 - 五 個人データの返還に関する事項
 - 六 事故発生時における報告義務に関する事項
 - 七 損害賠償義務に関する事項
- 4 箇所長は、第2項に規定する個人情報に関する契約において、総括責任者の指定する書式を使用する場合または学術研究の用に供する目的で委託先へ個人データを提供する場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究の用に供する目的である場合を含む。）は、同項に規定する総括責任者の承諾を不要とする。

（共同利用）

第23条 箇所長は、第21条第7項第2号に該当し、特定の者と個人情報を共同利用する場合

は、事前に総括責任者の承認を得なければならない。ただし、学術研究の用に供する目的で、個人情報を共同利用する場合（当該個人情報を共同利用する目的の一部が学術研究の用に供する目的である場合を含む。以下この条において同じ。）は、この限りでない。

- 2 第 21 条第 7 項第 2 号に該当し、特定の者と個人情報を共同利用する場合（学術研究の用に供する目的で個人情報を共同利用する場合を含む。）にあつては、箇所長は、個人データが当該特定の者に提供される旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的ならびに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（廃棄）

- 第 24 条 箇所長は、個人データが不要となったときは、速やかに廃棄または特定の個人との対応関係を排除する処理を行わなければならない。ただし、文書保存規程（1973 年 3 月 15 日庶文達第 22 号）に規定する保存年限の間は、これを保存しなければならない。

第 4 章 個人情報に関する学生、教職員等の権利

（管理簿の閲覧）

- 第 25 条 本人は、総括責任者に対し、本人であることを明らかにして、第 20 条第 2 項に規定する管理簿の閲覧を請求することができる。ただし、総括責任者は個人情報の安全管理に支障が生じると認められた場合は、その全部または一部を開示しないことができる。
- 2 前項に規定する請求は、別に定める申込書またはその電磁的記録により行う。

（開示）

- 第 26 条 本人は、箇所長に対し、本人であることを明らかにして、自己に関する保有個人データならびに第 21 条第 2 項、同条第 3 項および第 21 条の 2 第 3 項により作成した記録（以下「保有個人データ等」という。）の開示を請求することができる。
- 2 箇所長は、前項に定める開示の請求があつたときは、当該保有個人データ等を開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データ等の全部または一部を開示しないことができる。
 - 一 本人または第三者の生命身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 3 箇所長は、前項ただし書の定めにより当該保有個人データ等の全部または一部を開示しないときは、その理由を文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。
- 4 第 1 項に規定する請求は、箇所長に対し、次に掲げる事項を記載した文書または電磁的記録を提出することにより行う。
 - 一 所属および氏名
 - 二 保有個人データ等の名称および記録項目
 - 三 請求の理由

四 開示方法

五 その他総括責任者が必要と認めた事項

- 5 箇所長は、前項の定めにより本人が請求した前項第4号の開示方法による開示が困難であるときは、その旨を文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。

(訂正または削除)

第27条 本人は、自己に関する保有個人データの記録に誤りがある場合には、前条第4項(第4号を除く。)に定める手続に準じて、箇所長に対し、本人であることを明らかにして、その訂正または削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 箇所長は、前項の規定による請求を受けたときは、利用目的達成に必要な範囲で速やかに調査を行い、その結果に応じて必要な措置を講じるとともに、結果および講じた措置の内容を文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。この場合において、訂正等の請求に応じないときは、その理由を文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。

(利用停止等)

第28条 本人は、次の各号に掲げる事由があるときは、第26条第4項(第4号を除く。)に定める手続に準じて、箇所長に対し、本人であることを明らかにして、自己に関する保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

- 一 自己に関する保有個人データが、第14条第1項に違反して取り扱われているとき。
- 二 自己に関する保有個人データが、不正な手段により取得されたものであるとき。
- 三 自己に関する保有個人データが、違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により利用されているとき。
- 四 自己に関する保有個人データが利用される必要がなくなったとき。
- 五 自己に関する保有個人データについて、漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって自己の権利利益を害するおそれが大きいものとして別に定めるものが生じたとき。
- 六 前各号に定めるもののほか、自己に関する保有個人データの取扱いにより、自己の権利または正当な利益が害されるおそれがあるとき。

2 本人は、第1項各号に掲げる事由のほか、次の各号に掲げる事由があるときは、第26条第4項(第4号を除く。)に定める手続に準じて、箇所長に対し、本人であることを明らかにして、自己に関する保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 一 自己に関する保有個人データが、第21条第1項に違反して取扱われているとき。
- 二 自己に関する保有個人データが、第21条の2に違反して取扱われているとき。

3 箇所長は、前2項の規定による請求があったときは、速やかに調査のうえ、必要な範囲で利用停止等の措置を講じなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合または利用停止等が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講じるときは、この限りでない。

- 4 箇所長は、利用停止等を行ったときは、講じた措置について、文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。この場合において、利用停止等に応じないときはその理由を文書または電磁的記録により本人に通知しなければならない。

(請求の方法)

第 29 条 前 4 条で規定する請求に関する手続きの詳細および手数料については、別に定める。

(不服申立て)

第 30 条 自己の保有個人データに関し、第 25 条から第 28 条までに規定する請求に対してなされた箇所長の措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、総括責任者に対し、申立てを行うことができる。

- 2 総括責任者は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、速やかに審査、決定し、その結果を文書または電磁的記録により申立人および関係する箇所長に通知しなければならない。
- 3 総括責任者は、前項の決定をする場合は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 総括責任者および委員会は、必要があると認めるときは、申立人または関係する箇所長から意見の聴取を行うことができる。
- 5 不服申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した文書または電磁的記録を総括責任者に対し提出することにより行う。
 - 一 不服申立てを行う者の所属および氏名
 - 二 不服申立ての事項
 - 三 不服申立ての理由
 - 四 その他総括責任者が必要と認めた事項

第 5 章 情報の取扱いに関する特例

(特定個人情報の取扱い)

第 31 条 特定個人情報（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づいて個人に指定される番号をその内容に含む個人情報をいう。）を取扱う場合には、次の各号を遵守しなければならない。ただし、次の各号に定めがないときは、前条までの規定によるものとする。

- 一 特定個人情報の提供の依頼、収集および保管ができるのは、番号法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に限る。
- 二 個人番号を利用できるのは、番号法第 9 条が定める事務（以下「特定個人情報関係事務」という。）を行うために必要な範囲に限る。ただし、番号法第 32 条が定める場合を除く。
- 三 特定個人情報を含む個人情報ファイルを作成できるのは、特定個人情報関係事務等処理するために必要な場合、または番号法第 19 条第 1 項第 11 号から第 14 号までに該当する場合に限る。
- 四 特定個人情報を第三者に提供できるのは、番号法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当

する場合に限る。

- 2 特定個人情報を取扱う箇所の箇所長は、特定個人情報の取扱いに関する内規を定め、総括責任者に、これを報告するものとする。

(匿名加工情報、仮名加工情報および個人関連情報)

第 32 条 匿名加工情報、仮名加工情報および個人関連情報の取扱いについては、法令の定めによる。

- 2 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データおよび仮名加工情報である保有個人データについては、第 16 条第 1 項および第 26 条から第 28 条までの規定は適用しない。

第 6 章 雑則

(規程の制定)

第 33 条 この規則の施行に必要な規程は、別に定める。